

令和6年度 伊予市家族介護教室業務委託仕様書

伊予市家族介護教室の内容並びに同業務に係る各種手続、要件等の内容については、次のとおりとする。

1 目的

要介護者等を介護している家族等に対し、安心して介護できるよう介護に関する知識・技術の習得を目指し支援を行うとともに、身体的・精神的負担の軽減を図り、在宅福祉の向上及び介護予防に資することを目的とする。

2 対象者

高齢者を介護している家族、介護者のサポートをしている者、65歳以上の高齢者と同居している者、この事業により習得した知識・技術を生かし、広く社会に貢献しようとする者、その他市長が必要と認める者とする。

3 実施時間

1回につき1時間30分から2時間程度とする。

4 事業内容

家族介護教室事業

介護知識の提供や介護者の健康づくり等を目的とした講話や実技、座談会等を実施する。

(1) 人員に関する基準

ア 従事者の員数

(7) 講師（内部講師可） 1名

受講者が20名以下の場合は講師のみでも可とする。

(4) スタッフ 1名

受講者が20名以上の場合は講師とは別に1名以上のスタッフが従事する。

イ 他の事業との兼務

原則教室実施中の兼務は認めないこととする。

(2) 設備に関する基準

ア 設備及び備品等

(7) 各設備は必要な広さを有すること。

(4) 備品は各事業所で用意すること。

イ 他の事業との共有

設備は事業の提供に支障がない場合、同一建物内の他の事業と共有して差し支えない。しかし、同一の部屋で行う場合は、パーティションなど仕切りを設け、収容人数を定員の50%未満に抑えること。

(3) 運営に関する基準

ア 実施内容

(7) 要介護高齢者等を介護する家族等に対し、要介護高齢者の状態の維持・改善を図るため、適切な介護知識・技術を習得するとともに、外部サービスの適切な利用方法を習得させること等を内容とした教室を開催することにより、要介護高齢者等及びその家族等の支援を行う。

a 参加者のニーズを把握し、教室内容を検討していく。

b 参加者自身が自宅で取り組める内容を指導し、教室以外の場においても介護負担の軽減が図れるように支援する。

(4) 認知症施策推進大綱に基づいた、施策推進のための認知症普及啓発、認知症予防講座等を行う。

(5) 事業を提供するにあたっては、伊予市との密接な連携に努めること。

a プログラムの内容に関すること

b 地域課題等に関すること

c 参加者の状況に関すること

d 新規事業参加者の増加に向けた取り組みに関すること

e 事業評価に関すること

(6) 事業を実施するにあたっては、目標や目的を明確化し、実施後に評価を行い、効果検証及び事業の見直しを行う。

イ サービス提供の記録

(7) 家族介護教室の実施日及び提供した具体的な内容を書面に記録する。

(4) 参加者を把握し、名簿に記録する。

ウ 緊急時等の対応

参加者に病状の急変が生じた場合等は、速やかに家族や主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

エ 非常災害対応

非常災害等については消防法令等関係法令を遵守する。

オ 衛生管理等

- (ア) 施設その他の設備等について、衛生的な管理に努めるよう必要な措置を講じる。
- (イ) 感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

カ 広告

事業所について広告する場合は、その内容が虚偽または誇大なものであってはならない。

キ 苦情処理

苦情を受けた場合には内容を記録し、伊予市から提示を求められた場合には報告する。

ク 事故発生時の対応

- (ア) 事故又は損害が必要な事象が発生した場合は、伊予市等に速やかに報告を行い、必要な措置を講じる。
- (イ) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- (ウ) 家族介護教室事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

ケ 記録の整備

- (ア) 参加者に対して提供した記録を整備する。
- (イ) 記録については完結した日から5年間保存する。

5 実施回数

年2回以上

6 委託期間

契約日から令和7年3月31日までとする。

7 報告

四半期に1回、事業実施報告書を提出する。

実施報告書提出の際には、講座資料や参加者名簿、記録写真等を合わせて提出する。

8 損害の補償

事業実施中に発生した、参加者及び第三者等に与えた損害については、受託者が一切の責任を負う。

9 その他

- (1) 善良な管理者として注意業務を怠らないこと。
- (2) 個人情報の取扱いにつき、関係法令、伊予市条例等を遵守し、厳重に取扱うこととともに、その漏えいがないように十分配慮すること。
- (3) この仕様書に記述のない事項等については、伊予市と協議して定めるものとする。